



日頃の練習の 成果を発表

～第50回記念総合文化祭～

第50回記念枕崎市総合文化祭が、10月22日から11月3日の期間で開催されました。

展示部門では、生花や書道、絵画、学習成果などが市民会館と南浜館に数多く展示されました。

3日に市民会館で行われた市民芸能祭では、30団体が出演し、日本舞踊やフラダンス、楽器の演奏などを披露したほか、鹿児島県出身のシンガーソングライター実愛さんによるコンサートも行われました。

また、市民会館前の国光公園と市民会館ライブラリーでは、体験型ワークショップやフリーマーケットも行われ、多くの人で会場は賑わっていました。

点、高校・一般各3点以内

■問合せ 生涯学習課生涯学習係 TEL 720170

■問合せ 枕崎市青少年育成センター

な睡眠がとれないなど生活のリズムが不規則になり、結果的にさまざまな心身の不調を引き起こすおそれがあります。

事業者の皆さんへ
深夜(午後11時～翌日午前4時)に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません(条例第7条)。

市青少年育成センターの取り組み

市青少年育成センターでは、社会教育指導員が毎月4回程度市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。その際、公園等も巡回しています。がタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てが無くなる状態です。子どもたちに良い環境を作りましょう。

■問合せ 青少年育成センター(市民会館内) TEL 720221

結果発表

3月12日開催の生涯学習フェスティバルで発表します。

表彰
・最優秀賞Ⅱ小・中学校各学年1点、高校・一般各1点以内

・優秀賞Ⅱ小・中学校各学年2点、高校・一般各2点以内
・優良賞Ⅱ小・中学校各学年2点、高校・一般各3点以内
・佳作Ⅱ小・中学校各学年3

枕崎市青少年育成センター情報

青少年の深夜徘徊は危険

青少年の深夜徘徊は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の非行の原因につながり、また、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分にあります。

鹿児島県青少年保護育成条例(以下、条例)第6条では、青少年の深夜徘徊等を防止するため、深夜外出について次のことを定めています。

・保護者は特別な理由がある場合を除いて、深夜(午後11時～翌日午前4時)に青少年のみで外出させないよう努めなければなりません。

・大人は深夜に青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅す

社会全体で取り組みを

保護者の皆さんへ

保護者同伴でも青少年は興行場等(映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックス、インターネットカフェ等)に深夜の立ち入りは出来ません。子どもを連れての度重なる深夜外出は、十分

市民「あいさつ運動」標語

市民「あいさつ運動」 標語を募集します

本市では、青少年育成の日の前日を「市民あいさつ運動の日」と位置付け、地域全体で運動を展開しています。

市民一人ひとりがあいさつすることをとおして、相互の融和を図るとともに、住みよいまちづくりができるよう目指しています。

そこで、市民のみなさんから、明るく呼びかける「標語」を募集します。

優秀な作品については社会教育施設等に掲示し、広報啓発活動に幅広く活用したいと考えています。

みなさんのご協力をお願いします。

応募方法等について

応募方法
教育委員会、各地区公民館、サン・フレッシュ枕崎に備付けの応募用紙に必要事項を記入の上、用紙の準備してある各施設に応募してください。

また、市ホームページに募集要領と応募用紙を掲載しています。
応募締切 1月20日(金)

選考及び結果発表

作品の選考
・応募作品の選考は、選考委員会を設置して実施します。
・最優秀作品については、社会教育施設等に掲示し、広報啓発活動に幅広く活用します。

その他
・応募作品は1人2点以内とし、自作・未発表のものとなります。
・入賞作品については、児童生徒の学校名、学年、氏名、一般の方の集落名等を公表したり、掲示したりすることがありますので、ご了承ください。

・応募作品の著作権は、生涯学習課に帰属し、応募作品は原則として返却しません。